○学校法人関西大学役員及び評議員の報酬、手当、退任慰労金及び旅費に関する規程

昭和43年４月１日
制定

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）及び評議員（評議員会議長及び評議員会副議長を含む。以下同じ。）の報酬、手当、退任慰労金及び旅費について必要な事項を定めるものとする。

第２章　報酬及び手当

（報酬）

第２条　常勤の役員（理事長、専務理事、常務理事及び常勤監事をいう。以下同じ。）の報酬の額は、別表第１のとおりとする。

２　非常勤の役員（理事長、専務理事、常務理事及び常勤監事を除く理事並びに監事をいう。以下同じ。）の報酬の額は、別表第２のとおりとする。

３　評議員の報酬の額は、別表第３のとおりとする。

４　特別の任務を委嘱された非常勤の役員及び評議員については、理事会の議を経て前２項の報酬に一定額を加給して支給することができる。ただし、加給分については、次条に規定する期末手当算出時の報酬月額に含めるが、第７条第２項に規定する退任慰労金算出時の基準報酬額には含めないこととする。

（手当）

第３条　役員、評議員会議長及び評議員会副議長には、報酬のほか、期末手当を支給する。

２　前項の手当の額は、次のとおりとする。

（１）　常勤の役員　報酬月額の６カ月分

（２）　非常勤の役員、評議員会議長及び評議員会副議長　報酬月額の３カ月分

（支給方法）

第４条　役員及び評議員の報酬及び手当の支給方法については、職員の例による。

２　前項の手当の額は、夏期手当及び年末手当とし、それぞれ６月及び12月に支給する。

３　夏期手当の額は、次のとおりとする。

（１）　常勤の役員　報酬月額の３カ月分

（２）　非常勤の役員、評議員会議長及び評議員会副議長　報酬月額の１カ月分

４　年末手当の額は、次のとおりとする。

（１）　常勤の役員　報酬月額の３カ月分

（２）　非常勤の役員、評議員会議長及び評議員会副議長　報酬月額の２カ月分

第３章　退任慰労金

（退任慰労金の支給）

第５条　常勤の役員又は学校法人関西大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第７条第１項第１号に規定する理事が退任したときは、その者に退任慰労金を支給する。ただし、任期満了後引き続き就任した場合は、原則として、実際に役員を退任するときに、その通算の在任期間分を支給するものとする。

２　常勤の役員又は寄附行為第７条第１項第１号に規定する理事が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、職員退職手当規程（就）第８条の規定を準用する。

３　非常勤の役員（寄附行為第７条第１項第１号に規定する理事を除く。）及び評議員については、退任慰労金を支給しない。

（退任慰労金算出の基準報酬額）

第６条　退任慰労金算出に係る基準報酬額は、常勤の役員又は寄附行為第７条第１項第１号に規定する理事を退任した日のその者の報酬月額とする。

（退任慰労金の算出方法等）

第７条　常勤の役員及び寄附行為第７条第１項第１号に規定する理事の退任慰労金は、前条に規定する基準報酬額に、次に掲げるそれぞれの在任期間ごとの割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、理事長の在任期間については、次に掲げるそれぞれの在任期間ごとの割合に100分の130を乗じて計算する。

（１）　１年以上４年以下の期間については、１年につき100分の100

（２）　５年以上８年以下の期間については、１年につき100分の125

（３）　９年以上12年以下の期間については、１年につき100分の150

（４）　13年以上16年以下の期間については、１年につき100分の175

（５）　17年以上の期間については、１年につき100分の200

２　退任慰労金は、常勤の役員及び寄附行為第７条第１項第１号に規定する理事であった在任期間ごとに通算し、それぞれ計算の上、合算した額とする。

３　３　前２項の在任期間は、就任から退任までの年数とし、１年未満の端数月は１年として計算する。ただし、１月未満の端数日は算入しない。

４　１年の間に、常勤の役員に在任した期間と非常勤の役員に在任した期間がある場合は、常勤の役員として在任したものとして計算する。

（退任慰労金の最高限度額）

第８条　前条第１項の規定により計算した退任慰労金の額が、常勤の役員又は寄附行為第７条第１項第１号に規定する理事を退任した日における報酬の月額に60を乗じて得た額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退任慰労金の額と

する。

（退任慰労金の不支給及び減給）

第９条　寄附行為第10条第１項第１号又は第３号の事由により理事を解任された者及び寄附行為第26条第１項第１号又は第３号の事由により監事を解任された者については、第７条の退任慰労金を支給しない。

２　前項に準じる事由がある者については、理事会の議を経て、第７条の退任慰労金を減給し、又は支給しないことができる。

第４章　旅費

（旅費の支給）

第10条　役員及び評議員が出張した場合には、当該役員及び評議員に対して旅費を支給する。

（旅費の種類及び旅費額）

第11条　旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

２　旅費の額は、次のとおりとする。

旅費の区分		旅費額
鉄道賃		旅客運賃　グリーン料金　特別急行料金
船賃		特等料金
航空賃		実費
車賃		実費
日当	A	3,900円
	B	2,000円
	C	7,800円
宿泊料		15,000円

備考

１　日当の欄のAは、宿泊を伴う出張の場合とし、Bは、宿泊を伴わない片道300キロメートル未満の出張の場合とする。

２　片道300キロメートル以上の地域への出張で、宿泊を伴わない場合は、Cの額とする。

（出張雑費）

第12条　出張の性質により、この規程による旅費のほかに、当該出張において付随的に必要とする費用は、これを出張雑費として支給することができる。

（交通費）

第13条　交通費は、非常勤の役員（専任職員である者を除く。）及び評議員（専任職員である者を除く。）が理事会及び評議員会等に出席した場合に支給するものとし、その額は、

１回につき10,000円とする。ただし、遠隔地から出席する者には、第11条に規定する旅費も支給するものとする。

（旅費規程の準用）

第14条　この規程に定めるもののほか、外国出張に関する事項並びに出張手続及び旅費の支給等について必要な事項は、職員に適用する旅費規程（就）を準用する。

附　則

１　この規程は、昭和43年４月１日から施行する。

２　役員退任慰労金規程（昭和39年４月１日制定）は、廃止する。

３　旅費規程（昭和31年４月１日施行）のうち役員に関する条項は、廃止する。

附　則

この規程（改正）は、昭和44年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、昭和46年３月31日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、昭和48年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、昭和49年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、昭和51年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、昭和52年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、昭和52年４月１日から施行する。ただし、第12条の２の規定は、昭和53年１月１日から適用する。

附　則

この規程（改正）は、昭和54年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、昭和55年11月28日から施行し、昭和55年10月１日から適用する。

附　則

この規程（改正）は、昭和56年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、昭和56年11月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、昭和60年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、昭和60年９月13日から施行し、昭和60年９月１日から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成２年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成４年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成５年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成６年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成６年11月25日から施行し、平成６年10月28日から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成９年１月24日から施行し、平成９年１月１日から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成12年10月１日から施行する。

附　則

１　この規程（改正）は、平成20年10月１日から施行する。

２　第６条第２号の規定にかかわらず、平成20年９月30日に非常勤の役員であった者の基準報酬額は、平成20年９月30日までの期間においては、当該在任期間中に適用した改正前の別表第２に規定する報酬額に基づき算出する。

附　則

１　この規程（改正）は、平成25年10月１日から施行する。

２　第５条の規定にかかわらず、平成25年９月30日に役員であった者については、当該在任期間中に適用した改正前の規程に基づき、平成25年９月30日までの退任慰労金を算出し、支給する。

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2020年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2022年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程（改正）は、2025年４月１日から施行する。

２　この規程（改正）の施行の際現に在任する常任監事の報酬、手当及び退任慰労金の取扱いについては、2025年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。

３　第２条第３項の規定にかかわらず、2025年度の定時評議員会の終結の時までの間において、理事と評議員を兼ねる者には、理事の報酬のみを支給する。

４　学校法人関西大学評議員に対する旅費、交通費、手当金等支給に関する規程（1980年11月28日制定）は、廃止する。

附　則

この規程（改正）は、2025年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

常勤の役員の報酬額

理事長	月額　120万円
専務理事	月額　110万円
常務理事	月額　100万円
常勤監事	月額　95万円

別表第２（第２条関係）

非常勤の役員の報酬額

寄附行為第７条第１項第１号（学長）理事	月額　10万円
常任理事	月額　10万円
理事	月額　５万円
監事	月額　７万円

別表第３（第２条関係）

評議員の報酬額

評議員会議長	月額　６万円
評議員会副議長	月額　３万円
評議員（評議員会議長、評議員会副議長を除く。）	月額　１万円